

個別同窓会援助制度

1. 目的

本制度は、同窓生同志の交流機会を増やすことで、同窓生と有朋会が共に発展することを目指す制度である。また、個別同窓会と有朋会が連携し、在学生のサポートを行うことで、母校の発展に寄与することも目指している。

2. 申請資格

下記の条件を満たす団体であること。

有朋会会員で構成される流通科学大学同窓生の組織であり、営利・政治・宗教活動以外を目的とした10名以上の団体をいい、具体的には下記の団体を指す。有朋会の認定した団体としての効力は当該年度とし、更新する場合はその都度更新手続きを必要とする。

- (1) クラブ、サークル、ゼミのOB・OG会
- (2) 卒業年次（同期会）
- (3) その他、幹事会が認める団体

3. 個別同窓会援助内容

- (1) 個別同窓会開催案内送付の代行（郵送代、有朋会負担）
ただし、開催日の1ヶ月以上前に申請があった場合にのみ受け付ける。（年1回に限る）
- (2) 記念式典への祝電・同窓会グッズ（法被、横断幕等）の貸与
- (3) 教員の交通費・宿泊費の一部負担（個別同窓会参加費補助規定による）
- (4) 現役生を支援するための費用の一部負担（個別同窓会支援金補助規定による）
- (5) その他有朋会イベントの優待

4. 申請方法

申請団体は規定の申請用紙に必要事項を記入の上、有朋会事務局宛てに下記の書類を提出する。

- (1) 個別同窓会申請書（様式1） 1部
- (2) 個別同窓会名簿（様式2）（データはエクセルにまとめメール又はUSBメモリで提出）
1ファイル

5. 団体の認可について

団体の認可については、執行部会で行われて、有朋会幹事会（メール幹事会含む）で承認され、総会で報告される。

継続を希望する団体は、4月末までに継続申請書を提出し、有朋会幹事会（メール幹事会含む）で承認され、総会で報告される。

6. 有朋会への協力

認可された団体は、下記の項目について協力するものとする。

- (1) 会報誌等への活動実施報告（総会、OB戦等）等の情報提供
- (2) 有朋会ホームページへ各団体ホームページリンクの貼付
- (3) 名簿に記載された住所等に有朋会事務局が有朋会に関する各種案内を発信すること
- (4) 有朋会イベントへの積極的な参加と協力
- (5) 有朋会カード未加入者の加入促進

以上、申請に際し何か不明瞭な点などありましたら、有朋会事務局までご連絡ください。

また、本制度に関する情報は全て公開する事を原則としております。

・2015年2月28日 2.5. を改訂

以上